

下川町認定こども園

1 下川町認定こども園「こどものもり」

生後6か月から就学前の子どもが入園できます。ただし、3歳未満児については保育に欠ける理由がある家庭のみ入園できます。

開園時間：7：30～18：30（日曜、祝祭日、年末年始を除く）

※認定区分等により預かり時間は異なります。

利用者負担額：3歳～5歳児クラスまでの子ども（1・2号認定子ども）は保育料が無料になります。0歳～2歳児クラスまでの子ども（3号認定子ども）は次の表をご覧ください。

区分		利用者負担額（月額）	
階層	定義	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯等	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	市町村民税 所得割課税額	7,800円 [3,500円]	4,600円 [2,000円]
第4階層		12,000円 [3,600円]	7,200円 [2,100円]
第5階層		17,800円	10,600円
第6階層		24,400円	14,600円
第7階層		32,000円	19,200円
第8階層		41,600円	24,900円

※〔 〕書きは、ひとり親世帯等、在宅障がい者（児）のいる世帯、その他要保護世帯の額です。

※第3・4・5階層世帯のうち、子どもが複数人いる場合、2人目以降は無料となります。

※利用者負担額とは別に教材費等の実費徴収があります。

※未婚のひとり親の場合は、市町村民税所得割の算定に当たり、寡婦（寡夫）控除が適用されるとみなしたうえで保育料を算定します。
みなし適用には申請が必要です。

お問い合わせ：下川町認定こども園「こどものもり」 TEL：4-2413

保健福祉課 子育て支援係 TEL：4-2511（内 726）または 4-3356

2 一時保育

下川町認定こども園「こどものもり」では、入園の承諾を受けた子ども以外の子どもの保護者が、保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭、断続的な就労等社会的にやむを得ない事由により、家庭での保育が困難となる子どもを緊急及び一時的にお預かりします。

利用できる年齢：生後6か月から就学前の子ども

利用時間：月曜日～土曜日 8：00～18：00

（祝日、12/31～1/5、催事等により受入れ不可の日等を除く）

利用回数：月10日以内の町長が認める日数

保育料：3歳未満児：1時間300円（4時間以内）

3歳以上児：1時間200円（4時間以内）

4時間を超える場合は、1時間増す毎に100円

※生活保護世帯等については無料となります。

申し込み：下川町認定こども園「こどものもり」（事前申込が必要です）

お問い合わせ：下川町認定こども園「こどものもり」TEL：4-2413



3 こども誰でも通園制度

下川町認定こども園「こどものもり」では、入園の承諾を受けた子ども以外の子どもを、要件を問わずお預かりします。

利用できる年齢：生後6か月から満3歳未満までの子ども

利用時間：月曜日～金曜日 8：30～11：30

（祝日、12/31～1/5、催事等により受入れ不可の日等を除く）

利用回数：月10時間以内

保育料：1時間300円

※生活保護世帯等については無料となります。

申し込み：こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）

（利用開始前に利用の認定を受け、面接を実施した上での利用）

お問い合わせ：下川町認定こども園「こどものもり」TEL：4-2413





入園式

運動会



園菜園

節分



発表会

卒園式

